議会だより

昭和四十八年第三回臨時会は、十月三十日に招集され、会期一日間で審議されました。

附議された議件の要旨は次の通りです。

一、上越新幹線特別会計補正予算（第二号）

上越新幹線搬入路工事のうち、今回、月潟～中之口線工事費として参億五千七百参拾壱万九千円が補正され、累計予算は五億六千四百参拾六万六千円となりました。

二、村道認定と工事請負契約について

月潟～中之口線の工事施工に伴ない、月潟橋以西の取付通路を村道に認定（延長三九八米）しました。更に搬入路一、二号線は弐千三百七拾万円で宮川組と、三号線については四千百万円で吉田建設と請負契約する議決がありました。

喜びの知事表彰

11月3日文化の日に県庁本会議場で教育文化に功労のあった角兵衛獅子保存会長青柳良太郎氏は晴れの県知事表彰を受けられた。

西蒲月潟村を発生の地とする角兵衛獅子は随分昔から知られているがその起源となるとはっきりしないが、田畑をたびたび洪水に見舞われ、水との戦いといってもいい、ぎりぎりの生活に追い込まれた農民の知恵、そんな窮地の中から生きるための現金収入の手段として獅子舞いが生まれたという伝説がある。この獅子舞いが、しだいに本業化し、子供連れで、全国を巡業したといわれているがその後、明治40年頃には義務教育制度の確立等により、角兵衛獅子に禁令が出たほどの暗いイメージでだれもが角兵衛獅子を口にしなくなり、一時は完全にとだされてしまったが、昭和11年青柳良太郎氏の努力のかえあって、保存会が結成され、暗いイメージの角兵衛獅子ではなく、芸としての技術等の価値感が、見なおされ、日本の古典芸能、日本舞踊界の中に取入れられている。昨年全国植樹祭に際し、天皇、皇后両陛下の御前で郷土芸能として天覧、おほめの言葉を載き、芸能、文化向上に大きな成果と進展をもたらしたとして、県知事より表彰された。

青柳さんは昨年八月脳溢血で倒れ一時は医者からも見離されたが奇蹟的にも快方に向い現在ではすっかり元気を取戻され、治水事業の功績で来る十一日寿像が贈られ除幕式とあって、三重の喜こびもかくしきれない様子でした。

表彰に輝く功労者

第三回月潟村表彰式を、11月3日、晴天にめぐまれた菊薫る文化の日、月寿荘において、来賓として細海村議会議長、間島村総務文教委員長を迎え盛大に挙行されました。

今年表彰される方々は次のとおりです。

第一号表彰者　角兵衛獅子保存会創設以来の功績者　道見豊信殿

第五号表彰者　永年選挙管理委員として功労者　泉田清松殿

第六号表彰者　村の職員として20年以上の勤務功労者　青木一郎殿

第九号表彰者　村に金額または、価格10万円以上の寄附者　関本賢太郎殿

以上四名　順不同

隣りにも声かけあって良い防火

秋季火災予防運動実施

「災害は忘れたころにやってくる」と言われておりますように火災もその例外ではありません。

本年に入ってからの白根地区消防署管内の火災は、6月以降なく本村においては昨年一月以降無火災の記録が続いており、ひとえに村民各位のご協力のたまものであると関係者一同喜こんでいるところであります。

最近の火災は、出火と同時に火の回りが早く、これに伴って死者負傷者も増加しており、悲惨なことは目に余るものがあります。

私共の地区の無火災がより長い記録になることを期待すると共に自分の家は自分が守るという考え方を脱し、地区ぐるみの防火体制を考えてみることが必要でしょう。

これから、又、長い冬期間を迎え、一層火を扱かう機会が多くなるため、次のとおり、秋季火災予防運動が実施されますので、更に火災予防に御協力下さるようお願いいたします。

一、実施期間

十一月二十六日から十二月二日まで

二、重点実施事項

㈠家庭における安全点検

この項目では、いくつかの点が考えられますが①老人、病人などの就寝場所の再点検、②たばこの投げすてと寝たばこの防止、③消火器具のそなえつけ、④暖房器具の正しい使い方などについて家庭内で話しあいましょう。

㈡工場、作業場の火災防止

最近、工場、作業場における火災が多発しており、それぞれの管理体制が問題視されています。これらの場所では、かなりの危険物が使用されており、これが主因となって大きな事故が起きています。

この機会に、防火管理について事業主を中心に再点検をしましょう。

以上が本村に関係のある事項ですが、村消防団、白根地区消防署ではこの期間中に色々と具体的な指導をすることにしておりますので、御協力下さるよう、お願いいたします。

なお、この期間中、毎日午後七時には郡内町村が一斉に警鐘を鳴らしますので、ご承知おき下さい。

老後の保障へ大きく前進

お待ちかね　国民年金法が改正

国民年金は、金額でこれまでの二、五倍に増額皆さんの要望にこたえて年金水準の引上げとスライド制の導入を柱に大きく改正されました。

おもな改正内容について紹介致します。

◎五万円年金

拠出年金

とは、老後の生活には、どのくらいの年金があったら生活出来るだろうというような考え方で生まれたのがこのたびの五万円年金です。これは、夫婦がそろって附加年金（定額保険料の外に附加保険料月四百円を納める）へ加入し保険料を二十五年かけた場合の一ケ月にもらう年金額でこれまでの二、五倍に増額されました。

◎スライド制導入

年金のねうちが下がらないよう物価（全国平均の消費者物価指数）に5％以上の変動があった場合、その率に応じて年金額が改正されます。国民年金は、インフレに強い年金になりました。

◎あなたも五年々金再加入へ

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人で、国民年金や他の年金制度から老令（退職）年金や通算老令年金を受けられない人にこのたび五年年金へ再加入する機会が設けられました。十月一日から加入申出を受けつけています。

申出期日は四十九年三月三十一日迄です。

◎保険料は月九〇〇円に

年金額の増額に伴なって定額保険料は、これまでの月五五〇円を九〇〇円に附加保険料（これまでの所得比例）を三五〇円から四〇〇円にそれぞれ昭和四十九年一月から引き上げられます。年金額は二・五倍保険料は〇・五倍の引き上げ率ですから制度を充実する上で最底限の引き上げといえます。

福祉年金

◎老令特別給付金を支給

昭和四十九年一月から六十七歳～六十九歳（明治三十九年四月一日以前の生れで福祉年金を受けていない人）の人に老令特別給付金（月額四千円）を支給することになりました。この方々が七十歳になった時は自動的に老令福祉年金（月額五千円）に切替になります。

該当者の方へ後日通知致します。

このほか詳しいことは役場年金係へお問い合せ下さい。

国民年金がこんなによくなりました。

（拠出年金関係）

項目	現行	改正後
老令年金（計算法）	320円×保険料をかけた月数	800円×保険料をかけた月数
10年々金	60000円　月額5000円	150000円月額12500円
5年々金	30000円　月額2500円	96000円月額8000円
障害年金	1級132千円月額11000円 2級105600円月額8000円	1級30万円月額25000円 2級24万円月額20000円
母子準母子年金遺児	100800円　月額8400円（加算対象の子等1人につき4800円）	240000円月額20000円（加算対象の子等のうち1人について96000円2人目から1人につき48000円）
死亡一時金	10000円～52000円	170000円～520000円
附加年金	（所得比例）180円×保険料をかけた月数	200×保険料をかけた月数

（福祉年金関係）

項目	現行	改正後
老令福祉	39600円（月3300円）	60000円（月5000円）
傷害福祉	1級600000円（月50000円）	1級900000円（月75000円）
障害福祉	2級	2級600000円（月50000円）
母子福祉	516000円（月43000円）（加算対象の子等　母子年金と同じ）	780000円（月65000円）（加算対象の子等　母子年金と同じ）
準母子		
老令特別給付金		48000円（月4000円）
所得制限　本人　老令・障害	（扶養親族0人）所得38万円	（扶養親族0人）所得43万円
所得制限　本人　母子・準母子	（扶養親族5人）所得1750750円	（扶養親族5人）所得1984700円
所得制限　配偶者、扶養義務者	（扶養親族5人）所得2138625円	（扶養親族5人）所得5550000円
公的年金との併給制限　普通恩給	限度額6万円	限度額10万円
公的年金との併給制限　戦争公務	中尉以下全額支給	大尉以下全額支給